

所得税の確定申告、市県民税申告は正しくお早めに

平成30年分の所得税の確定申告及び平成31年度の市県民税申告を受け付けます。市役所で受け付けできないものもありますので下のフローチャートで確認しましょう。

所得税の確定申告と市県民税申告について

所得税は、自分で所得を計算して税額を算出し、納税する申告納税制度です。3月15日(金)までに申告書を作成し、提出してください。

市県民税は、市に届いた資料を基に、市が税額を計算します。所得税の確定申告書も資料の一つです。所得税がからず確定申告が不要な人でも、市県民税や国民健康保険などの税額・保険料額が正確に計算できない場合があるので、市県民税申告が必要なき場合があります。

などの非課税所得のみで誰も扶養していない人は、電話で市県民税申告をすることができません。

確定申告の対象者

- 商業、農林水産業などを営む人や保険の外交員など、個人事業主としての収入がある人
- 家賃や地代などの不動産収入がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下であっても公的年金等以外の所得金額が20万円を超える人
- 給与所得者で、年間給与が2千万円を超える人や、昨年

確定申告に必要なもの

- 申告者および被扶養者のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを持っていない場合は、番号通知カードと運転免許証などの本人確認書類の両方が必要です
- 印鑑 ※認印で可
- 税務署から申告書や確定申告のお知らせはがき、通知書が送られてきた人は、その書類
- 給与、年金の所得がある人は、その源泉徴収票
- 営業・農業・不動産収入がある人は、収支内訳書または決算書
- その他の収入がある人は、

収入と経費が分かる書類

- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除がある人は、健康保険料(税)や介護保険料、国民年金保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 寄附金控除を受ける人は、対象となる寄附の受領証など ※ふるさと納税など
- 医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書 ※医療費通知を添付して明細の記入を省略できます

セルフメディケーション税制の控除を受ける人はその明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

- 医療費控除とセルフメディケーション税制の控除は、どちらか一方を選べます。なお、どちらの控除も領収書の添付は必要ありませんが、自宅で5年保存してください
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
- 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
- 還付を受ける場合は、通帳など申告者名義の金融機関の口座番号と支店名が分かるもの

問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8117

市役所での申告

受付時間中でも人数制限をする場合があります。初日は混雑が予想されます。

受付時間 9:00~10:30、13:00~15:00

市役所別館大ホール

期間 2月18日(月)から3月15日(金)まで 土曜、日曜日は除く

2月20日(水)から2月22日(金)までは香椎税務署職員も受け付けます。

津屋崎行政センター大会議室

期間 2月18日(月)から3月8日(金)まで 土曜、日曜日は除く

税務署での申告

期間 2月18日(月)から3月15日(金)までの平日と2月24日(日)、3月3日(日)

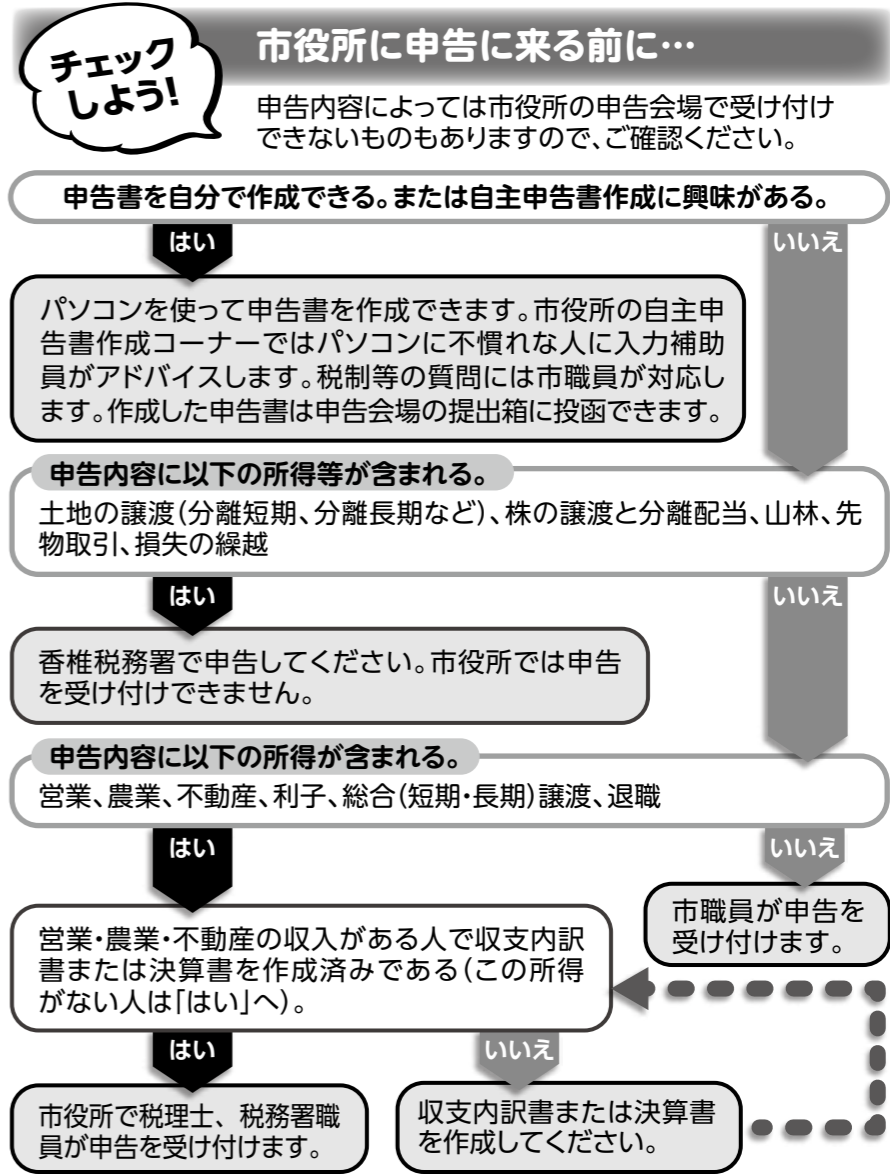
時間 9:00から16:00

※駐車場は利用できません。公共交通機関を利用してください。

問い合わせ 香椎税務署(福岡市東区) ☎092・661・1031

e-Taxでの申告

マイナンバーカードを持っている人は、電子申告も利用できます。e-Tax(<http://www.nta.go.jp>)



配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧

	配偶者の合計所得		納税義務者(扶養する人)の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
		配偶者が70歳以上	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)
配偶者特別控除	38万円超85万円以下		33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
	85万円超90万円以下		33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)
	90万円超95万円以下		31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
	95万円超100万円以下		26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
	100万円超105万円以下		21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
	105万円超110万円以下		16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
	110万円超115万円以下		11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
	115万円超120万円以下		6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
120万円超123万円以下		3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)	
123万円超		0万円(0万円)	0万円(0万円)	0万円(0万円)	

カッコ外が市県民税、カッコ内が所得税の配偶者控除額・配偶者特別控除額

中に会社を退職するなどして年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人。または給与以外の所得金額が20万円を超える人

●住宅借入金等特別控除を受ける人(新築1年目など)
●医療費控除や雑損控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人
●土地、建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人

●その他の確定申告することで、所得税の減額や還付を受けることができる人
なお、今回の申告分から配偶者控除と配偶者特別控除の対象条件と控除額が変更されました。左ページの表を参照してください。